

## 第61回 東京都会計基準委員会 議事要旨

### 【開催日時等】

- 日 時 令和6年3月19日（火） 16時～17時
- 場 所 東京都庁第一本庁舎 南塔36階 会議室A
- 出席委員 公認会計士 薄井 誠  
公認会計士 中川美雪

### 【議題】

- ・ 開 会
- (1) 令和4年度財務諸表監査の結果について
- (2) 著作権に係る会計処理の変更について
- (3) 東京都会計基準における「所有外管理資産」の取扱いについて

### 【配付資料】

- 資料1 令和4年度財務諸表監査の結果について
- 資料2 著作権に係る会計処理の変更について
- 資料3 都基準における所有外管理資産の取扱いについて

### 【議事内容】

委員会では、議題に沿って以下のような内容の協議や意見交換が行われた。

#### (1) 令和4年度財務諸表監査の結果について

事務局より、資料1を用いて、令和4年度財務諸表監査の結果と、これを受けての対応について報告した。

(財務諸表監査の目的について)

- ・ 東京都会計基準への準拠性の検証を目的とした監査という理解で良いか。  
→ご理解のとおりである。(事務局)

#### (2) 著作権に係る会計処理の変更について

事務局より、資料2を用いて、著作権にかかる会計処理の改善結果について説明した。

(定例監査を受けての対応について)

- ・ 令和3年定例監査の監査意見で指摘された課題に対し、適切に対応していると思う。

(著作権の台帳に登録すべき価格の整理について)

- ・ 資料2の「著作権取得価格の判定フロー」図は、場合分けをして誰でも判断がしやすいようになっており分かりやすい。

- ・フロー図の最初の分岐の質問に、「(当該著作権の)譲渡又は利用許諾が見込まれるか」とあるが、誰が誰に対して許諾する状況を指すのか。  
→東京都が当該著作権を第三者に譲渡することや利用許諾することを見込んでいるかという趣旨である。(事務局)
- ・フロー図に、「著作権の価格相当が分かるか」「著作物の製作費用の内訳が分かるか」という分岐の質問があるが、その前段階として、実務担当者が著作権の定義等を理解できていないと、実務上支障があるのではないか。  
→今回、公有財産台帳への登録等の事務手続きを定める「東京都公有財産台帳等処理要綱」の改正について資料で説明したが、著作権の定義等の基本的な事務手続きについては、「東京都著作権取扱要綱」で定められており、併せて見ることで実務上の支障はないものと考えている。(事務局)

#### (著作権保護期間中の台帳閉鎖事由の新設について)

- ・一定期間利用許諾をしていないかどうかと今後の利用見込みについての判断は1年に1回など定期的に行われるのか。  
→確認の頻度についての規定があるわけではないが、定期的に所管部署が自ら判断を行うものと認識している。(事務局)
- ・許諾期間満了後10年以上台帳に計上され続ける著作権・著作物としては、利用実績等を踏まえ、今後の利用可能性があると見込まれるものが残るという認識で良いか。  
→その認識であり、そのようなものを資産性があるとみなすことになる。(事務局)

#### (3) 東京都会計基準における「所有外管理資産」の取扱いについて

事務局より、資料3を用いて、都基準における所有外管理資産の取扱いについて説明した。

#### (東京都会計基準における「資産」に含めない理由について)

- ・所有外管理資産を都基準の貸借対照表で計上しない理由がよく整理されており、大きな違和感はない。
- ・理由の一つとして挙げている、国と都とで重複計上になることは確かにそのとおりだが、それぞれの立場から見て合理性があり、取扱いの根拠が説明できるのであれば、二重計上が絶対的に誤っているとまでは言えないのではないか。
- ・所有外管理資産に関する国と地方自治体の関係は、独立第三者間の経済取引としてはおそらく成り立たず、一般にはなじまない関係だと考えられるため、一定の整理がついているのであれば、決めの問題ではないか。
- ・所有外管理資産の金額は試算の段階とのことだが、都にとっては有意性のある規模ではないということであれば、それも資産計上しないことが妥当である理由の一つになると思われる。

以上